



6月は「不法投棄防止強調月間」です



捨て得は許しません

自然に恵まれた素晴らしい東海村を将来の子どもたちに残していくために、不法投棄は「しない、させない、許さない!」という、強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

●あなたの土地が狙われている!? “不法投棄をさせない”環境づくりを!

「一時的に、資材置き場として土地を貸してほしい」「良い土で土地を埋め立ててあげます」などの話を持ち掛けられ安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土等を埋め立てられたりする事例が発生しています。

村などの自治体では、私有地に不法投棄されたごみの回収はできないため、投棄者が見つからない場合は、土地の管理者がごみを処分しなければなりません。不法投棄を防ぐために、柵やフェンスの設置、除草作業、見回り等の定期的な土地の適正管理にご協力ください。

●不法投棄対策には、早期発見・早期対応が最も重要です!

不法投棄や野焼き、不適正な土の埋め立てを発見した場合は、

いつもみんなであらなく みはれ
「不法投棄110番」 ☎0120-536-380
へ通報をお願いします。

※受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分です(受付時間外はひたちなか警察署(☎272-0110)へ)。

●アプリで不法投棄の通報ができます!

茨城県では、アプリを使った不法投棄の通報を受け付けています。モバイル端末から「不法投棄通報アプリ: P I R I K A (ピリカ)」をダウンロードし、不法投棄された廃棄物に関する写真やコメントなどを添付・入力するだけで通報できますので、ぜひご活用ください。詳細は、茨城県ホームページをご覧ください。

HPは
こちら▶



「東海村ボランティア不法投棄等監視員」募集!

村では、後を絶たない不法投棄に迅速・的確に対応するため、「東海村ボランティア不法投棄等監視員」を募集しています。普段の生活の中でできる不法投棄の監視で、自分たちの街を自分たちの手できれいにする環境づくりにご協力ください。

対象▼村内に住所を有する20歳以上の方で、原則、週1回以上活動できる方

活動内容▼徒歩やジョギングで村内を移動する際に、不法投棄の監視や不法投棄防止の啓発を行います。不法投棄を発見したときはその内容を環境政策課へ通報してください。※閉庁日時は、ひたちなか警察署(☎272-0110)へ通報してください。

その他▼▽「東海村ボランティア不法投棄等監視員身分証明書」と腕章(夜光反射タイプ)を交付しますので、活動の際には必ず着用してください。▽監視員はボランティアのため、報酬はありません。▽不法投棄の現場を見かけたときは、関係者に接することなく状況を通報してください。▽土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分は「不法投棄110番」でも通報を受け付けます。

申し込み・問い合わせ▼電話またはファックス・メールで(▽件名「不法投棄監視員応募」▽住所▽氏名▽生年月日▽電話番号を明記)、環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452 FAX282-7944 ☒kanky@vill.tokai.ibaraki.jp)へ申し込みください。※申し込みは、随時受け付けています。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1452)、茨城県廃棄物規制課(☎301-3035)